

**「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまへの
入院給付金のお支払いについて**

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたときは、実際に医療機関等に入院された場合だけでなく、医療機関の事情などにより自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合（以下「みなし入院」）も、生命保険協会のガイドラインに基づく特別取扱として、入院給付金等のお支払いの対象としています。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染症法に基づく医師の届出（以下「発生届」）の範囲について、全国一律に高齢者等重症化リスクの高い方々に限定する旨が政府より公表されたことを受け、2022 年 9 月 26 日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象について、以下の通り見直いたします。

＜「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象＞

2022 年 9 月 26 日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の高齢者等重症化リスクの高い方

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦の方

※9 月 25 日（日）以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

＜今般の見直しの理由＞

医療保険の入院給付金等は、保険約款において、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、（約款に定める）病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

2020 年 4 月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、医師の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

こうした中、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに十全な対応をすべく、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時施設または自宅にて医師管理下で療養を行った場合については、約款上の定義には該当しないものの「入院」と同等に扱う「みなし入院」を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を 2022 年 9 月 26 日（月）から全国一律で上記の高齢者等重症化リスクの高い方に限定する旨が政府より公表されました。新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象とならない方は、感染症法上の健康観察の対象とならないため「常に医師の管理下において治療に専念」していると判断できず、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要」な状態と判断できないことから、2022 年 9 月 26 日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記の通り見直すことにしました。

なお、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、2022 年 9 月 2 日（金）から、給付金の請求時に「宿泊・自宅療養証明書」の発行を必要としない取り扱いに変更しています。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9:00～午後 5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

以上